

29食産第697号
20170428商局第2号
平成29年5月9日

卸・小売関係団体の長 殿

農 林 水 産 省 食 料 産 業 局 長

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

食品ロス削減に向けた加工食品の納品期限の見直しについて（通知）

我が国においては、年間621万トンの食品ロスが発生していると推計されており、これを削減することが重要な社会的課題となっているところです。この食品ロスについては、我が国の商慣習として、小売企業等による加工食品の納品期限（いわゆる1/3ルール）が、他の先進国と比べて厳しいものとなっていることが、その一つの要因とされています。

こうした商慣習の見直しに当たっては、個別企業の取組では解決が難しく、製造・卸・小売間における利害を乗り越えて、フードチェーン全体で解決していくことが必要です。こうしたことから、「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」（以下「ワーキングチーム」という。）及び「製・配・販連携協議会」において、農林水産省と経済産業省の連携による支援の下、食品ロス発生の要因となっている商慣習の見直しに向けた話し合いや「納品期限見直しパイロットプロジェクト」等が行われたところです。

「納品期限見直しパイロットプロジェクト」の成果を踏まえ、小売店舗での廃棄増等のリスクが少なく、フードチェーン全体での食品ロス削減効果が認められる「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について、納品期限を賞味期間の1/2残り以下に緩和することが、ワーキングチームのとりまとめにおいて推奨されています。現在、一部の大手量販店やコンビニエンスストアにおいて納品期限緩和が取り組まれているところですが、食料品スーパーや地方の小売企業においては取組が進められていない実態もあります。さらに、一部の卸・小売企業においては、より厳しい納品期限の設定や返品が行われ、結果として製造業において相当のコストが必要になる等、フードチェーン全体で食品ロス削減効果が発揮できない状況もあります。

このため、貴団体におかれては、食品ロスを削減するための商慣習の見直しという趣旨を十分御理解の上、「飲料及び賞味期間180日以上菓子」について、納品期限の緩和に向けた取組の推進をお願いします。

また、その他の加工食品についても、今後、納品期限緩和に向けた検討を行っていくこととしておりますので、併せて御承知おき願います。